

平成27年
6 月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月12日（金曜日）

議 事 日 程

平成27年6月12日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第20号から議案第21号まで

日程第3 選挙第1号 富山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

日程第4 選挙第2号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件

追加日程第1 請願第1号 平和憲法をこわす「安保法制」に反対する意見書採択を求め
る請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君				
副	村	長	古	越	邦	男	君			
教	育	長	高	野	壽	信	君			
総	務	課	長	松	本	良	樹	君		
生	活	環	境	課	長	吉	田	昭	博	君
会	計	管	理	者	田	中	勝	君		
代	表	監	査	委	員	吉	川	良	二	君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	松	本	良	樹
係			長	林			輝

午前 9時00分 開議

議長（明和善一郎君）ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成27年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（明和善一郎君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

それでは、通告してあります議員報酬について質問したいと思います。

この4月の村議選においては2期連続の無投票という結果となり、どうして無投票が続くのか、選挙結果については重く受けとめる必要があります。

舟橋村は、平成の大合併でも近隣市町と合併せずに独立独歩として頑張ってきました。宅地開発も進み、人口も20年前に比べると2倍以上になって、「日本一面積の小さい村」として頑張ってきたわけです。

また、村の平均年齢も39歳と非常に若く、今後いかにして若手世代の声を酌み上げ、住民の一体感をどのような形でつくっていくかが大きな課題になってくると思います。

全国的に地方議員のなり手が不足しているため、危機感を持っている議会が増えております。

今回の舟橋村の選挙において、議員のなり手不足と村議の報酬の安さの2点がクローズアップされたように思われます。

議員のなり手不足については、意欲や能力があってもチャレンジしにくいという点があり、その背景には、特に働き盛りの勤め人にとっては職場の理解と協力がなければなりません。

また、社会情勢としても、雇用延長によって65歳定年延長になってきており、場合によっては、本人が望めばもっと働くことが可能な場合もあります。

そのような状況で勤め人にとっては立候補するリスクは非常に大きく、場合によって

は職をなげうって出馬しなければならないケースも考えられます。出馬についてはちゅうちょせざるを得ないのがもっともでないかと考えられます。そのために、年金をもらっている人が、農業や自営業の人などの特定の職種でなければ立候補しにくくなってきているのではないかと考えております。

村議の報酬の問題については、近隣の自治体と比べると安いと言わざるを得ません。町村議の報酬は全国平均で月額約21万円とのことですが、舟橋村の報酬はそれを下回っており、月額15万円の報酬では30代、40代には魅力が少ないのではないかと思っています。

村の財政を考えると、安易に議員報酬を上げることはできませんが、報酬が問題となって若い人の出馬決断の障害となっているならば残念なことであると思えます。

議員のなり手不足の問題は、議員報酬が問題の全てとは思いませんが、大きな問題であることは事実です。

住民の声に耳を傾けて、地域の課題を的確に捉え、その解決策を議会に提示する役割を果たせる人材が議会に求められております。

村議会としても、議員定数の削減も含めて、この問題については真剣に考えて対処していかなければならないと思えます。

若手世代の発想、感覚が村政に反映されるようにするためにも、ある程度の報酬の増額は必要かと思いますが、村長の考えをお聞きします。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 6番川崎議員さんの議員報酬についてのご質問にお答えいたします。

一昨年末に行われました村長選挙に引き続き、村議会議員選挙が2回連続で無投票となっております。このままでは、近い将来、議員のなり手がいない状況に陥ることも懸念されます。このことは、民主主義、ひいては村政の根幹にかかわるゆゆしき問題であると認識をしているところであります。

この原因につきましては、議員ご指摘の議員報酬が低額であることも一つの要因であると承知をしております。また、新聞報道等では、議員のなり手のない一つの要因として議員報酬の低さを上げており、月15万円の議員報酬だけでは生計が立たず、会社員では兼業も難しいと指摘をしております。

そこで、2つの視点から考察してみました。

1つは、同程度の類似団体との比較であります。全国の人口5,000人未満の町村の議員報酬の平均月額が17万6,000円、全国類似団体の平均は17万7,000円、県内町村の平均は26万2,000円となっておりまして、舟橋村は15万円と、全国・県内周辺自治体と比べまして総じて低い額となっているのが実態であります。

2つ目には、議員を一つの職業として見た場合の見解であります。国税庁の平成25年分民間給与実態統計調査の結果を見ますと、一年を通じて勤務した給与所得者の平均年齢は45.2歳、正規職員の平均給与は473万円となっております。民間企業は年齢や勤務年数、能力に応じ給与が増加しますが、議員報酬は一定であり、生計を維持するのは困難であると考えざるを得ません。また、任期が4年であり、退職後の保障の面でも不安定であると思っております。

一方、特別職等報酬審議会でのここ数年の審議状況を見ますと、平成23年度、平成24年度特に意見はなく据え置きとされ、平成25年度におきましては、他市町村と比較すると安いと、他市町村の議員は、委員会の回数など本村に比べて比較にならないほど多く、金額に差があるのは当然として、据え置くこととされたところであります。

しかしながら、この問題は、さきにも述べたとおり、村政の根幹にかかわることでもありますので、本村といたしましても、昨年12月議会で、議員の期末手当の支給率を他市町村と同等のものに改正をしたところであります。また、今般、議員活動の環境整備といたしまして、議員控え室に議員の皆さんの専用の机椅子を設置したところであります。そのほか、議員報酬の増額、政務調査費の支給等が考えられるわけではありますが、本村の行政規模、財政規模等を考えますと検討の余地があると思っております。今後、特別職等報酬審議会委員の皆さんとも十分協議してまいりたいと考えております。

一方で、議員の皆様がそれぞれの地域での村政報告会や住民懇談会を開催されましてアンケートを実施するなど、住民の目線に立った議員活動を展開することにより、議員さんがこんなに頑張っているんだということを身をもってお示しになることも重要でないかと考えております。また、そうすることによりまして、住民の皆さんが自然に議会の大切さを認識し、新しい後継者づくりにもつながるものと思っております。

いずれにいたしましても、この問題は村の将来にかかわる重大な問題でありますので、村当局といたしましても、議会の皆様と一緒に知恵を出し、汗をかき取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 7番 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） おはようございます。

私は、通告してある3点について質問します。

まず、選挙年齢の引き下げについてであります。

年々、選挙において投票率の下落に歯どめがかからない状況下で、来年の参議院議員選挙から選挙権が20歳以上から18歳以上に引き下げられる公選法改正案が今国会で成立する見通しになりました。ある程度社会の混乱はやむを得ないという政治判断がもしもれませんが、この公選法改正は人口減少社会における時代の転換点になるのかもしれないと感じます。

投票率の観点で考えてみても、選挙権年齢の引き下げにより、若い有権者が全国で240万人増えると言われていますが、選挙権年齢引き下げが投票率下落の歯どめになるとは考えにくいと思います。近年の投票率下落は有権者の政治に対する関心の低下であり、有権者が政治に対してイエローカードを出しているのだと思います。

今後の日本を託していかなければならない若い人たちは、フィーリングでさまざまな判断をしがちだと不安視する意見も多く聞きますが、選挙権を与えられるということは、有権者としての義務と責任を負うことであり、若い人たちができるだけ早く社会の構成員としての自覚を持つことに期待しなければなりません。

政治への関心を持ってもらい意識を高めていくことは必要なことであり、村としても、今後その点を踏まえ対応を考える必要があるのではないのでしょうか。超高齢化社会においてシルバーデモクラシーが重視されてしまうという反省を踏まえ、この国の未来を託す若い人たちの意見も反映される社会づくりに取り組んでいかなければならないのだらうと考えます。

社会の体制を決めていくのは政治です。政治判断が国民、県民、村民の生活形態を左右することになりますので、住民にとっては他人ごとではないはずで。

民主主義の原点である国民の国民による国民のための政治を実現していくためにも、有権者自らに自覚を促す取り組みが必要だと考えます。

なぜ今選挙権年齢を引き下げなければならないのか。その背景はいろいろと論じられていますが、この選挙年齢引き下げについて、政治家としての村長のご意見をお聞きしたいと思います。

次は、プレミアム商品券についてです。

村では6月28日に、プレミアム商品券を立山舟橋商工会へ委託し発売します。これは、国が昨年度の補正予算による地域住民生活等緊急支援交付金を活用して行うものであり、プレミアム商品券のプレミアムは税金です。

今回の商品券は地域消費喚起を図るためのものであり、消費喚起効果の検証を行い、効果を計測したものを国へ報告することになっていると3月定例会での質問に答弁されていますが、効果の検証をどのように計測して確認されるのでしょうか。また、国へ報告される結果は広報で住民へも開示してほしいと思いますが、お考えをお聞きます。

私は3月の定例会で、村内の消費効果を向上させるための手法として、地域通貨圏的性格を持たせませんかという提案を含めて、取り組みについて考えをたしました。そのときの答弁が、今回のプレミアム商品券はスピード感ある消費喚起を目的としていること、村内には元来消費できる商品、サービスの絶対量が少ないこと、公共施設でのサービス料金等は低料金であることから実現は無理というものでした。

今回、富山県やほかの自治体は、大概プレミアムは2割です。それに対して舟橋村は3割というプレミアムです。なぜ、村内に消費できる商品、サービスの絶対量が少ない中で舟橋村のプレミアムが3割なのかについて質問します。

また、商品券取扱所は立山舟橋商工会管内で381店舗ありますが、舟橋地区管内では20店舗で5%程度です。必然的に消費喚起効果は大概立山町へ流れ、舟橋村へのメリットは薄いと考えますが、この点についても質問します。

今回のプレミアム商品券発行数が1,800セットで先着順、売り切れ御免のプレミアムですが、購入対象者が舟橋住民、舟橋村内で勤務している方、図書館の利用登録者となっています。

例えば対象者が図書館利用登録をされた立山町民の場合、立山町、舟橋村両方で券を購入することができ、恩恵もそれなりに受けることとなります。対象購入者をどのように識別管理されるのでしょうか。また、1人5セット購入できますので、村で購入した場合、5万円が6万5,000円の価値となり、1万5,000円分のプレミアムがつきます。私の場合で考えますと、家族でプレミアム商品券を購入する場合、家族4人分20セット購入でき、6万円のプレミアムがもらえる権利を有します。

そのことを考えると、当然20万円を用意して券の購入を考えますが、先着順で売り切れ御免では、購入できなかった住民の皆さんから不満が出るのかなと思います。その点について、どのような対応を考えているのか質問します。

この事業は、プレミアム分を納税者が皆で負担している税金で賄われるという点から、元来公平に行われるサービスが偏るという印象を危惧し、質問するものです。

最後に、健康構想についてであります。

「みんなで創ろう、ひとりひとりの健康を」をキャッチフレーズに、平成25年度から健康構想が提唱され、誰もが長く健康で暮らせる地域づくりを目指すということが示されました。その健康構想は2カ年が経過し、そろそろ何らかの成果を示す時期に来ているのではないかと考えます。

私は、舟橋村の将来を考えると、村長が提唱された「すべての住民が「住んでよかった」と思える舟橋村に向けて、ひとりひとりが健やかな生活を維持・向上すること」を目的とした健康構想を精力的に推進していただきたいと考え、この構想に賛成し、これまでも議会で関連質問をしてきました。

「地方分権」「地域主権」「地方創生」と言葉がころころと変わってくる中で、変わらないのが自治体、地域が独自に自立自活を目指すという考えです。その中で、日本一面積の小さな自治体である舟橋村が今後どうしていくか注目されると思います。

観光資源や産業資源が乏しい中で、舟橋村が頼れるのは人的資源だと考えています。将来の高額医療費や介護給付費の抑制につなげるためにも、病気予防や体力低下の予防を図り、誰もが長く健康で暮らせる舟橋村づくりが健康構想であるとするなら、健康構想が今脚光を浴びている地方創生の根幹にもなり得ると私は考えています。また、そのことが健康構想には表現されていると思います。

ですから、構想の実現は住民の幸せにも直結するという大きな期待を寄せ、質問をします。

まず、現在どのように年次計画が立てられ実行されているのか。

次に、29年度の間接評価に向け、疾病の予防・重症化対策強化、住民信頼の醸成、自分らしい健康づくりのための健康能力の向上という目的に応じた達成目標に対し、現状はどのように進捗しているのか、以上、答弁をお願いします。

議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 7番竹島議員さんのプレミアム商品券についてのご質問には、私のほうからお答えいたします。

まず、消費喚起効果の集計値の開示についてであります。

3月議会の竹島議員からの一般質問で、プレミアム商品券の消費喚起効果を計測し、

国へ報告すると答弁をいたしました。

その際、2項目に着目し検証すると説明させていただいております。

1つは、直接的な消費喚起効果であり、これは商品券を通じて行われた消費金額自体をはかるものであり、取扱店が商品券を換金した額がこれに当たります。

2つ目は、新規の消費誘発効果でありまして、その消費金額のうち、商品券制度があったがゆえに新規に購入することとした消費誘発額であります。この測定については、購入者へのアンケート調査を実施することにより、サンプル的に把握し、その効果を推計することとしております。

アンケートでは、商品券使用者の属性、年齢、家族構成等であります。売れた商品と新規の有無を確認し消費動向を分析するわけですが、国においては、これらの数値をもとに将来の消費喚起策の検証に用いることとしております。

これにつきましては、ホームページ等で国の公表経過に合わせて公表できないか、どのような方法で公表するか、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、プレミアム率が3割であることの根拠、立山町への消費が集中するといったご指摘についてであります。

プレミアム率を3割にした根拠についてでございますが、舟橋村には商店数が少ないため、大抵の住民が車で周辺自治体へ買い物に出かけているのが実態であります。このたび、全県でプレミアム率2割の券の発行がされる中で、プレミアム率3割は非常に注目を集めております。周辺自治体の全てがプレミアム商品券の発行を予定する中で、より立山舟橋商圈に足を向けていただけるようにと、高い率に設定させていただきました。

しかし、ご指摘のとおり、立山舟橋商工会管内において、立山と店舗数を比較すると商店、事業所数が少ないため、村で発行したプレミアム商品券も立山町で消費される可能性はあります。確かに村内の商店の振興が図られにくい状況ではございます。

当村の考えといたしましては、村全体で考えた場合、村の中の一部である商業者にとって利益が集まりにくいかもしれませんが、その反面、高いプレミアム率が多くの住民生活の支援に大きく貢献するといった意味合いもある点で、このプレミアム商品券には事業効果があると考えております。

また、購入対象者を村内に勤務する方や図書館の利用登録者及びその家族とさせていただいた点、つまり村民以外の方でも購入できるように配慮したことにつきましては、本来、消費喚起が目的であれば、県内幾つかの自治体で実施されているように、誰でも

買えるようにするほうがより目的に沿った手法であると考えております。

そのほかに、村民に対して一定の公平性を持たせるため、また、村にゆかりのある方にもっと舟橋村を知ってかかわっていただきたいという地域振興を図る目的にも一定の配慮をするという意味で、購入対象者を設定いたしました。

ご指摘のとおり、村外に住所を有する方がたくさん商品券を購入された場合、村の住民の方が買いにくくなる可能性はございますが、全てに対して配慮するのは不可能でありますので、村としてはそういった点も配慮したということをご理解いただきたいと思います。

また、村に勤務の方や図書館の利用登録者の確認については、購入申込書に、住所、氏名、家族の氏名、電話番号、村内勤務者または図書館利用登録者であるかどうかの別を記入していただき、購入時に提出いただくことで識別することにしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

生活環境課長（吉田昭博君） 竹島貴行議員の健康構想についてのご質問にお答えいたします。

本村健康構想は、健康に関する国の方針を踏まえ、平成23年度に20歳以上の方にアンケート調査をしまして現状分析を行い、平成24年度に策定いたしました。

これまでの取り組みを申し上げますと、平成25年度には、健康構想の主軸となるソーシャルキャピタル醸成の取り組みに向けた先進事例の検討と、地域施策に反映するための体制づくりを構築いたしました。平成26年度からは、「健康行動の促進」と「地域連帯の促進」を目指し、本格的な事業展開を始めております。

「健康行動の促進」では、生活習慣病対策といたしまして、健康相談窓口の開設をいたしましたが、相談者数が伸びないことから、昨年、鏡森富山大学名誉教授や田中南砺市長ほか7名の専門家のご協力を得まして開催いたしました健康構想外部評価委員会に相談いたしましたところ、待つだけでなく住民宅に出向くことが重要とのご指摘をいただきましたので、今年度からは、健康相談窓口に加え、住民宅への訪問事業を展開しております。

また、「地域連帯の促進」では、地域住民の信頼の醸成を目的とする子育てカフェ並びにエイジレスカフェの実施計画を策定いたしましたが、健康構想外部評価委員会におきまして、事業の対象者のニーズをもっと分析する必要があるとのご指摘をいただきま

した。

その後、子育て世代86世帯とエイジレス世代97世帯のヒアリング調査を実施いたしまして、その調査結果を踏まえ、昨年は子育てカフェを実施いたしました。また、今年度におきましては、昨年実施いたしましたアンケート結果をもとに、男性、女性別のエイジレスカフェを実施いたします。

竹島議員からご質問がありました年次計画は、このように専門家のご意見を踏まえ、事業の進捗を検証し、次年度へ反映するPDCAサイクルに基づき立てております。

次に、29年度目標に対する中間アウトプットについてであります。

まず、健康行動促進事業、疾病の予防、重症化対策強化につきましては、現時点で、健康構想策定時の数値から変化がなく、今年度から実施いたしております訪問事業を徹底していきたいというふうに考えております。

次に、地域連帯促進事業の住民信頼の醸成につきましては、昨年、未就学児童の保護者を対象にして、子育てしている中での困り事について、自分たちで考える場、そして異世代との交流による解決のアイデアが発見される場として子育てカフェを開催しております。

カフェの参加者の多くが、ことし4月に開設いたしました子育て支援センターを活用しており、地域ぐるみの子育て環境の重要性が浸透してきていると感じております。

また、昨年度村が主催いたしました子育てカフェは、今年度から子育てボランティアのさくらんぼくらぶが実施しております。

さくらんぼくらぶは、今年度より活動拠点を子育て支援センターに移し、図書館で読み聞かせを行っているイソップの会との連携を図るなど、事業活動を拡大しております。

一方、舟橋会館の公民館講座には、住民からの要望により、今年度からコーラスの会が立ち上がるなど、少しずつではありますが、子育て世代並びにエイジレス世代とも住民交流が促進されているというふうに感じております。

しかし、今後徐々に増えてくることが予想されます団地層のエイジレスの参加が依然として少ないことから、エイジレスカフェ等の開催により、地域参入のきっかけづくりの場を今後も提供していきたいというふうに考えております。

次に、健康資源強化事業の健康能力の向上につきましては、健康行動の促進事業と地域連帯の促進事業の相対的な事業評価を意味しますので、現時点では達成率は30%程度であるというふうに考えております。

これまでの取り組みを踏まえまして、現状の課題、それから対策が明確になってまいりましたので、今後も平成29年度の間目標の達成に向けまして、着実に事業を進めてまいりたいというふうに思います。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番竹島議員さんの公職選挙法の一部改正についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、選挙権年齢を現在の20歳から18歳に引き下げる公職選挙法の改正案は、2日、衆議院政治倫理確立・公選法改正特別委員会で可決されまして、4日の衆議院を通過し、今月中旬にも成立いたしまして、来年夏の参議院議員通常選挙から適用されることとなり、有権者が240万人増加することになるわけであります。

ご存じとは存じますが、選挙権年齢につきましては、世界191カ国のうち実に92%に当たる国で18歳以上としておるのであります。若い世代の声を政治に反映する必要性は十分感じております。また、26年に国民投票法が改正され18歳以上に引き下げられますので、これとの整合性から見ましても、今回の改正は妥当だと考えております。

しかし一方では、新有権者は全有権者の2%強しかいないわけでありまして、若い世代は低投票率のため影響はほとんどないのではないかと、あるいはまた、少年法などで保護されているのに権利のみを拡大することはアンバランスではないかと、高校3年生あるいは高校卒業直後から国政選挙や地方選挙で投票できるようになるなどのさまざまな影響、課題を指摘する世論もあることは承知しております。

しかし、最も重要なことは、若いときから選挙への理解と関心をいかに高めるかということであると私は考えております。富山県教育委員会では、今般の公職選挙法の改正に伴い、生徒が自分自身の問題として選挙を捉えるようになる効果に期待を込めまして、学校側と連携しながら、よりわかりやすい指導方法を工夫していくことが新聞等で報道されております。本村といたしましても、いかに若年層の選挙離れを防止していくか、十分検討してまいりたいと考えております。今後、選挙管理委員会とも協議をさせていただきたいと思っております。

また、今回の改正に伴いまして、18歳以上が成人であるとみなされることとなりますので、今後、民法、少年法などの関連法の整備が必要になってくるのではないかと

うこともあるということをお伝え申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 2番 杉田雅史君。

2番（杉田雅史君） 杉田でございます。

私は4月の村議選におきまして、地区の皆様方の温かいご支援により、無投票ではございましたが、初めて村議会議員に当選させていただきました。

今後、何かとご迷惑をおかけするかとは思いますが、一生懸命務めてまいります。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私からは、舟橋村における空き家対策についてお尋ねしたいと思います。

この件につきましては、これまでも先輩議員が幾度となくご質問されており、またかというふうになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

当村における空き家対策につきましては、国に先駆け昨年4月に、舟橋村空き家等の適正管理に関する条例が施行されているところです。空き家につきましては、その管理が行き届かないことにより、その地域の防災上、衛生上、また景観を損ねるという問題が懸念されているところでございますが、本条例施行後1年が過ぎ、これまでの検証という意味も込めまして、現在までの間において、空き家等が管理不全の状態地域住民の方々に影響を及ぼすという事例はあったのでしょうか。

また、あったとして、その具体的な内容並びにそれらについての村としての対応についてお聞きしたいと思います。

また、舟橋村空き家情報バンク設置要綱、舟橋村セカンドライフ住宅取得支援事業補助金交付要綱及び舟橋村空き家再生等推進事業補助金交付要綱が平成24年に施行され、3年が過ぎましたが、現在までの利用状況についてお聞きしたいと思います。

特に、空き家情報バンクにつきましては、民間の不動産業者が多くの中古物件を扱っていることから、登録していただける方も少なく、利用さえしていただければうまくマッチングできた事例もあるんでなかろうかという話も聞きますので、情報が適切に集まり、その情報を村の内外の人が見ていただくなど、利用しやすい環境のもと利用促進が図られるようご検討いただきたいと思っております。

この空き家対策というのは、皆さんお考えのとおり、危険や不衛生等の処理という後ろ向きな事案への対応という面は当然でございますけれども、宅地造成等を行わなくても、リフォームさえすれば住民になれるという新たな人口増加対策として、また、建て壊

すだけではなく、安価な住宅としての空き家の位置づけは、今後当村にとりましても行うべき重要な課題であると私自身は認識しているところでありますので、引き続き踏み込んだ話となっていくことを期待しております。

さらに、あと1点、先日、国において空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに伴い、各市町村においては空家等対策計画を策定することとなっておりますが、当村において今後どのように行っていくのかお聞かせを願いたいと思います。

またあわせて、この法律に含まれております固定資産税の課税台帳との照合による所有者の特定や固定資産税の減額措置の解除等、当村条例にもあります調査、助言、指導、勧告、命令等以外の条項も盛り込まれておりますが、この特措法施行以降の当村における今後の対応についてお聞きしたいと思います。

何分にも新米議員なもので、何を言っているかわからないところもあったかと思いますが、今後勉強させていただくということでご容赦をいただき、私からの質問とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

生活環境課長（吉田昭博君） 2番杉田議員の空き家対策のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の空き家対策についてですが、本村におきましては平成24年4月に、空き家の有効活用による地域の活性化を図る目的で、舟橋村空き家情報バンク設置要綱を制定いたしました。

その後、所有者への意向調査や現地調査などを実施いたしまして、同年8月時点では空き家の件数が13件、空き地につきましては12件あり、そのうち情報バンク登録が5件であります。ここの空き家情報バンクにつきましては、あくまでも所有者が個人であるというふうなことを条件に設置しております。

また、同年24年の9月から庁舎内に住宅相談窓口を開設いたしました。空き家対策等の実績について申し上げますと、まず住宅相談窓口での相談件数は、空き家、空き地等の提供、耐震診断や住宅改修等の相談を含めまして、平成24年度が12件、平成25年度が21件、平成26年度が23件でありました。

次に、情報バンクをもとにした実績であります。空き家住宅を地域資源として再生して活用するための空き家再生等推進事業を活用いたしまして、平成24年度に富山型

サービス「むらのなか」を整備しております。

また、村への定住を目的とした住宅購入や改修のための費用補助を行うセカンドライフ住宅取得支援事業といたしましては、平成24年度、平成26年度にそれぞれ1件ずつの実績がありますが、空き家バンクへの情報登録を希望する方が少なく、今後も空き家の所有者に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

また、平成26年4月から施行されました空き家等の適正管理に関する条例についてであります。この条例の規定では、空き家等の適正な管理や助言、指導及び勧告を行うものとし、必要な場合は氏名の公表や必要な措置を講ずるとしてあります。

一方、空き家や空き地の管理については、村のほうで毎年1回現況調査を実施いたしまして、管理が不十分と判断されるものについては、文書通知等による指導を行っております。

議員ご指摘の空き家で、これまでに地域住民の生活環境に影響を及ぼしたものについてはございませんが、管理不全の空き家は存在いたしますので、今後も指導、勧告等を実施してまいりたいというふうに思います。

また、ことしの4月から、新たに舟橋村老朽化空き家等除去支援事業費補助金交付要綱を制定しまして、老朽化した空き家に対して、100万円を上限に除去費用の2分の1を補助することとしております。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法の取り扱いについてであります。法律では、国の指針に基づいた市町村における空き家等対策計画の策定や協議会の設置を求めています。

また、倒壊のおそれがあったり衛生上有害であるなどの空き家を「特定空き家」とし、それらについての立入調査や指導、勧告、命令、代執行が行えるようになりました。

さらに、特定空き家として勧告された土地につきましては、固定資産税の住宅用地の特例、住宅の用に供された土地のうち200平米までの部分については6分の1、それを超える部分については3分の1となる制度がなくなることとなります。そのため、この特例が外れることによって、固定資産税が最大で6倍となることとなります。

この特例法の施行を受けまして、本村でも、空き家等の対策計画の策定や協議会の設置を検討してまいりますが、環境維持の観点のみだけでなく、議員が先ほど申し上げられたとおり、空き家を人口増につなげることを主眼に置いた取り組みもあわせて考察してまいりたいというふうに考えております。

また、この取り組みにつきましては、今月6月に立ち上げます地方創生の舟橋村創生プロジェクト総合推進会議の中でも検討してまいることをご申上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は55分からいたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時55分 再開

議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 前原英石君。

8番（前原英石君） 前原でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は改選後初めての定例議会での一般質問となりますが、私にとっては平成25年6月定例議会での一般質問以来2年ぶりにここに立たせていただいております。

改選後、再びこの場で質問ができますことに対して村民の皆様には感謝申し上げますとともに、皆さんの負託に応えるべく鋭意努力してまいりたいと思っております。

また、村民の皆様に対しましては、国政レベルでの法案等の質問は、私たちが自らの意思で一票を投じた国会議員の先生に負託をし、その採決に臨んでいただき、結果を民主主義の精神にのっとり真摯に受けとめ、私の一般質問はこのような質問ではなく、これまでどおり、二元代表制で選ばれました村議会の一員として、舟橋村の発展と安心・安全、そして住みよい村づくりにつながるような、住民が本当に求めている身近な問題を探り、泥臭いかもしれませんが、今後も質問を続けてまいりたいと考えておりますので、今後ますますのご理解とご協力をお願いいたします。

また、金森村長におかれましても、今までどおり、小さな村だからこそできる施策を即効性を持って住民目線で提案していただくことを期待いたします。

前置きが長くなりましたが、通告をしております4点についての質問を行いたと思います。

1点目の質問といたしましては、4月に舟橋村議会議員選挙が行われましたが、結果、

2期連続で無競争という結果となりました。これは舟橋村だけではなく、全国的にも増加傾向にあるようでございます。その要因についても、新聞、テレビなどでは、なり手不足、議員報酬、議会に対する関心度の低さなどといったような課題について取り沙汰されておりましたが、村長は今回の選挙についてどのように捉えておられるのかお聞きしますという質問を通告しておりましたが、先ほどの川崎議員さんの質問に対しての答弁で十分理解ができましたので、私に対する答弁は求めませんが、もし村長のほうで補足答弁があれば行っていただきたいと思います。

次に2点目の質問として、今月16日に富山県町村会町村会長に就任されます金森村長ですが、町村会の長い歴史の中で舟橋村の村長が会長に就任されることは、合併前、合併後をあわせましても今回初の会長就任ということで、私どもといたしましても大変名誉なことであると喜んでおるところでございます。

今後は与えられた任期の中で、舟橋村はもちろんのこと、5町村が抱えている多くの課題解決に取り組んでいかれることと存じますが、会長としての意気込みや抱負についてお聞きしたいと思います。

続きまして、3点目の質問ですが、地方創生についての質問をいたします。

さきの臨時議会での提案理由説明の中で、平成27年度は全国の自治体が生き残りをかけた特色あるまちづくりをスタートする地方創生元年であると述べておられました。

議会でも同様な思いを持ち、先月の臨時議会におきまして地方創生特別委員会の設置を提案し承認され、微力ではございますが、私とその委員長として選任いただきました。委員会といたしましても、議長の理解を得ながら、今後、地方創生に対する調査研究及び諸施策への対応等の検討を進めてまいり所存であります。

また、今後の予定といたしましては、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」など、全体像を理解していくための勉強会や視察、また、今後5カ年の地方版総合戦略策定のための議論も重ねてまいりたいと考えております。しかしこれは、議会内だけの一方的な勉強や議論では、当局との両輪として機能を十分発揮できないと思っております。

そのためには、議会と当局が一体となってそれに取り組んでいかなければならないと考えますが、村長の考えをお聞きします。

また、先日、石井知事から、地方創生に向けた国への働きかけ、とやまの未来創生戦略策定スケジュール(案)ではございますが、資料をいただきました。今回いただいた

た資料も含め、ほかにも国や県からリアルタイムで送られてきているであろう情報を地方創生特別委員会にも随時伝えていただき、活用できる補助金等についても当局と一体となって検討をしていくことが、広く住民理解を得るための一つ的手段ではないかと思っておりますが、情報をいただくことによって議論も深められますし、連携も強められ、お互い理解し共有できる考え方も多くなることと思います。そのために、議会と当局の連携については一層のご配慮をお願いいたしたいと思っております。

また、その取り組みについては、広く住民の理解を得るためにわかりやすく説明していく工夫も必要かと思っております。それが産学官金労言、そして住民による総合戦略組織の整備促進につながるものと考えます。

地方創生ということにもっと住民が関心を持ち、身近な問題として捉えてもらうためには、まず一般住民から敬遠されがちな用語、例えば「コーホート要因法」「クラスター分析」「多変量分析」「重要業績評価指標（KPI）」などの専門用語をもっとかみ砕いて提供してもらいたいものだと思います。一部の職員にしか説明できない言葉では住民に伝わるわけありませんし、職員全体が理解し住民に説明できるよう周知していただきたいと考えます。

そうすることによって、未来を担う子どもたちやお年寄りが関心を持ち、身近な問題として捉えられ、意見を出し合うことによって、官民一体となった村づくりを協働の精神で行えるのではないかと思います。

今後、当局と専門家に加え、議会、住民を交えた形での今後5カ年の地方版総合戦略策定が行われ、その中で舟橋村の特色あるまちづくりが進められていくことを大いに期待するわけですが、村長の考えをお聞きします。

地方創生に関する最後の質問ですが、今、国の考え方の一つとして、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開ということで人的支援があるようでございます。それは地方創生人材支援制度でありまして、小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐として派遣する制度であります。冒頭話しましたが、金森村長は6月16日から町村会長に就任され、最低でも任期2年間の間は、今にも増して公務が増え、県外出張などで村を空けられる日数も増え、多忙を極められることと思っております。

国が切れ目のない施策の展開を行っていくと聞いておりますが、舟橋村にとっても、村長不在時でも切れ目なく地方創生に対する行政運営を行っていくためには、地方創生人材支援制度を活用すればと考えますが、村長の考えをお聞きします。

地方創生に関する質問は以上でございます。

4点目といたしまして、健康構想に対する職員、住民の理解度についてお聞きします。

先日、ふなはしチャレンジデー2015が行われましたが、その結果に村長も心中穏やかではないのではないかと思います。

結果、参加率70%を目指すも、それには届かず、46.3%という結果に終わりましたが、平日にもかかわらず健康増進を目的に参加されました皆様には、心より感謝を申し上げますとともに、自治会や実行委員会の皆様にも多大なご協力をいただきましたことに対しましても敬意を表したいと思っております。今回のチャレンジデーが、個々の健康についてももう一度考えていただけるチャンスとなればと願っております。

さて、私がなぜここでチャレンジデーの話をしたかといいますと、勝敗はともかく、健康増進を一つの目的としたこのチャレンジデーは、舟橋村民の健康に対する関心度を探るためのいいチャンスであったと思っております。今まで健康に関するアンケート調査もありましたが、どのように結果を分析され改善してこられたのか疑問が残ります。健康な村日本一を目指す村として、また本村の動向に対しては県外からも注目をされ、他県からも行政視察もあったように聞いておりますが、今回のチャレンジデーが、健康構想を対外的にも発表し、健康日本一をうたう舟橋村にとってどのような意味を持っていたのでしょうか。その村が今回過去最低の参加率であったということはインターネットを開けば一目瞭然で、誰もが見ることができる。それについて、村民の健康構想に対する理解度、そして職員のチャレンジデーが持つ意味の理解度について、どのように受けとめられているかお聞きします。

また、現在、健康に係る事業が幾つも展開されておりますが、今回の結果を見て、健康構想実現のためには、根本的な問題点や改善点が幾つも読み取れるのではないかと思います。

例えば住民の健康に関する関心度、団体連携の薄さ、協働に対する意識の低さなど、また垣根を越えて関係事業を成功させようとするオール役場職員としての意識の低さ、どれもが以前より当局から提案され進められてきているさまざまな施策であります。まだまだ未熟であり、住民目線に立った取り組み方とは思えません。

例えば健康構想立ち上げ初年度にあった健康フェスティバルは、その後、スマイルフェスタと変わっていったような気がしますが、このようにこころ変わり、一貫性がなく次から次へと当局から提案される事業について、住民や関係協力団体もついていけな

い状況にあるのではないのでしょうか。

今後、構想実現に向けた関係事業について、いま一度それぞれを検証し直し、改善が必要なものに対しては早急に対応していただき、今回の結果も含め、いろいろな角度から分析し、また職員、住民の理解度なども探っていただき報告していただきたいと思えます。

また現在、オレンジ・パークの公園整備、舟橋駅前の公園整備など、ほかにも幾つかプロポーザルによって進められている事業がありますが、竹内の住民として、健康構想につながる健康増進、住民のふれあいの場、子どもたちの遊びの場などとしての舟橋駅前の公園整備事業に対しては特別な思いを持って状況を見守っておりますが、今後そこを利用する住民の声をどのように吸い上げ、それを形として反映していかれるのかをお聞きします。

住民に目を向け、そのニーズに応えながら健康増進にもつながるような公園整備を望むとともに、4年前にも質問をいたしておりますが、健康構想に対する一つの手段として、健康遊具の取り入れなども念頭に入れていただきたいと思えますし、加えて、健康の一つの拠点となるべく、いまだプランも知らされないトレーニングルームの活用なども含め、言葉だけのPDCAサイクルではなく、実現性のあるPDCAサイクルとして示していただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 8番前原議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、私が6月16日、町村会長に就任することで、その職責に対する抱負の質問がございました。それに対して答えさせていただきたいと思えます。

議員の皆さんご承知のとおり、富山県内では、平成16年11月から平成18年3月までに市町村合併特例法、いわゆる平成の市町村大合併とも言われておりますけれども、に基づく合併が進みまして、26町村のうち14町7村が廃止されまして、5町村（朝日町、入善町、上市町、立山町、舟橋村）で構成される町村会となったのであります。

一方、国と地方自治体との関係につきましては、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されまして、従来の下克上、いわゆる国と地方との上下関係が解消されまして、「対等」という文言に表現されたわけでありまして。

さらに、平成23年4月28日には、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立

案並びにその実施に当たって、国と地方とが協議を行う国と地方の協議の場について定めております国と地方の協議の場に関する法律が成立いたしました。これはいわゆる国と全国の知事会をはじめとする地方六団体と協議する場であり、こういった機会が法的にできるようになったわけであり、

このような法的バックアップのある中で町村会が現在運営されてきておりますので、今後とも5町村が連携を密にいたしまして、各町村が持っている課題の対応、そしてそれを含めたそれぞれの地域が発展するよう、そしてまた町村会がさらに発展するよう、両方あわせてバランスのとれた審議に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。そのためには、議員の皆さんの温かいご指導、ご鞭撻等も賜りたいと、このように思っているわけでありまして、まだ日があるわけであり、そのような気持ちで現在いることをお伝えしたいと思います。

次に、地方創生と地方版総合戦略についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、地方創生とは、我が国の抱えております人口減少社会と少子高齢化という大きな課題に対しまして、人口減少そのものに対する取り組みと人口が減少する社会に対する取り組みを同時に進めていくものと考えております。

具体的に申し上げますと、子どもの出生者数を増やすこと、そして少子高齢化時代に対応できる地域力を育成することにあると思っております。

また、少子高齢化の課題は、今や国や地方自治体だけの問題ではなく、大学や金融機関、そして民間企業にとりましても大きな問題であることから、国からの地方創生に取り組む方針といたしまして、産学官金言労・住民で進めていくというような方針が示されているところであります。

今ほど議員からご指摘がありましたとおり、議会と当局が一体となって取り組む体制づくりは最も重要なことであると、このように認識しております。

今後の進め方につきましては、まず総合戦略の諮問・承認機関といたしまして、議会、自治会連合会長等の住民の代表者、そして村当局で構成する舟橋村総合戦略策定委員会を立ち上げまして、それと同時に、総合戦略案の策定、子育てしやすい環境づくり、地域力育成などの施策の提案並びに事業の実施機関といたしまして、民間企業、富山大学、金融機関、事業別に関係する住民、そして行政による舟橋村創生プロジェクト総合推進会議を立ち上げてまいりたいと考えております。

議会からは、ぜひとも舟橋村総合戦略策定委員会の委員に入っただいて、地方創

生総合戦略の承認機関としてご協力いただきたいと思います。

一方、総合推進会議は、子育て環境部会、コミュニティ空間等整備活用部会、宅地造成部会、エイジレス部会、農業産業化部会の5つで構成いたしまして、先ほど言いましたように、産学官金、関係住民によるチームによって事業を実施してまいりたいと考えております。

地方創生人材支援制度についてでありますけども、この制度は地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、原則人口5万人以下の市町村を対象といたしまして、国家公務員並びに大学研究者、民間シンクタンクなどを首長の補佐役として派遣し、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や総合戦略の施策の推進を担う事業であります。

派遣されるコーディネーターの役割は、データの分析方法、目標の設定、施策の立案方法、検証方法などを正しく導き出すことでありまして、施策の提案や事業の実施に携わる人材ではないと認識しております。

舟橋村創生プロジェクト総合推進会議には、富山大学の教授及び中央のシンクタンクの方がおられますので、制度活用の必要性はないと私は思っているわけでありまして。こういった方がおられるということは非常にありがたいなというように思っております。協力いただけるものと思っております。

いずれにいたしましても、地方創生プロジェクトは住民のご理解と協力なくしては成功できないものと思っております。今後も情報を議会、そして住民の皆様には十分お知らせいたしまして、そういったことをお互いに共有し合って、ともに事業の推進に努めてまいりたい、協力していただきたいと、こういうふうには思っているわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、健康構想に対する職員、住民の理解度についてのご質問がありました。

去る5月27日、本村でチャレンジデーを実施いたしましたが、結果は、議員ご指摘のとおり46.3%と、7年前の2007年に実施いたしました74%から大幅に低下いたしました。

この数値は、村民一丸となって取り組む姿勢や住民の地域に対する愛着の低さを示すものであり、現状の住民参画の指標として真摯に受けとめております。

また、チャレンジデーの反省事項といたしましては、本村は他の市町に比べ働き世代が多く、いわゆる昼間人口が少ないといった特徴があるということ。そして、その世代

に対するアプローチが非常に弱かったこと。そしてまた、7年前に比べ、自治会や各種団体などとの協議が少なかったということが挙げられると思っております。

これらの反省を踏まえまして、来年ぜひまたチャレンジいたしまして、いい成績を上げたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、本村健康構想についてであります。本構想の目的の一つには、地域信頼度の醸成による地域活動の活性化を掲げております。

このことは、住民自身が主体的に活動することが重要なことでありまして、行政の呼びかけに協力する体制の強化ではないと思っております。

議員より健康フェスティバルやスマイルフェスティバルのご意見がありましたが、これらは行政主導で実施するイベントではなく、あくまでも各種団体が主催、また連携し合うなど、活動の場を拡大していくことを目的としているものと考えております。

この健康フェスティバルは、平成24年度から各種団体が主催し、活動内容の充実と新たな会員の獲得を目的に開催してまいりましたが、事業の検証の結果、団地層エイジレス世代の参加が少なかったことなどが判明いたしました。

こういったことを踏まえまして、本村といたしましては、今後増えることが予測されております団地層エイジレスの地域参入を喫緊の課題といたしまして、昨年、エイジレス世代97件の方にヒアリング調査をいたしまして現状分析を行ったところであります。

分析結果では、地域に参入したいが地域に知り合いがない、そしてまた参入方法がわからないと答えた方の割合が非常に高かったわけでありますので、地域に参入するためのきっかけづくりの場となりますエイジレスカフェを今年度実施することにしております。

健康構想は実現には時間を要しますが、地域の中に楽しみや居場所を見つけられるような環境整備に向けまして今後とも努めてまいりますので、皆さん方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、舟橋村駅前公園のプロポーザルについてであります。

本件のプロポーザルは、公園の完成図形を求めるものではありません。

公園本来の目的である住民同士の地域コミュニティーを、公園というツールを活用し、どのように醸成するかを求めるプロポーザルであります。

議員より、住民の声をどのように反映するかとのご意見がありましたが、住民の要望

を反映するだけでは単なるハード整備になると思っております。公園の設置目的はあくまでソフトでありますので、地域の皆さんがどのように公園を活用していきたいのか、その活用にどのように参加いただけるのかをぜひとも地区からご提案いただきたいと、このように思っているわけであります。

今月中には業者選定をいたしますので、今後地区と十分協議を重ね、地域に愛される公園整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 4番 森 弘秋君。

4番（森 弘秋君） 先日、けさの新聞もそうでしたが、こんな記事が載っております。日本創生会議が、東京圏の75歳以上の高齢者を、高齢者急増対策として、医療・介護施設や人材に余裕がある26道府県に移住を促すことを求める提言がまとまったそうです。移住先の候補に富山医療圏も含まれており、我が舟橋村も射程の中です。考え方は、地方も人口が増え、雇用の維持、創出につながるそうです。諸条件があるかもしれませんが、何かやりきれない感じがいたします。

さて私は、昨年12月議会で、各地域にアットホーム的な集会場、憩いの場の整備について質問をしたところ、村長は、単に施設を整備することだけでエイジレス世代の交流促進につながるとは限らない。既存施設の有効利用を図った上で、不足する機能を整備していくことが肝要であると答弁されました。

ゲートボール場の整備に加え部室の整備を実施し、今は快適に使用しております。さらには、高齢者の交流はもとより、隣接する学童保育室の子どもたちがその場所で勉強をしたいという希望があるそうです。とすれば、その保護者との交流も図れます。村民同士の交流が希薄化する中で、まさに一石二鳥であると考えられます。

続いて、学童保育室の前面道路には、反対の中学校側へ渡れる横断歩道も整備されるそうです。学童並びに高齢者の横断等に安心・安全が確保されます。

村民の融合を図るため、どのような仕掛けをするかであります。

また、同施設をオレンジ・パークを利用する人たちの休憩場に利用することもできると思います。そのためには、後から述べますが、オレンジ・パークの中間地点にビッグな橋をかけることも視野に入れてはどうでしょうか。

新聞報道にもありましたように、高齢者の憩いの場として、そして高齢者の居場所、仲間づくりとしての施設ができました。エイジレス対策です。

このようなアットホーム的な施設、集会場を村の南側地域、北側地域に整備拡充できないだろうか。

小さな舟橋村ではありますが、現有施設を利用するためには700メートルから1,000メートルの距離を歩かねばなりません。高齢者にとっては負担であると思います。

村長の言うように、既存施設の有効利用を考えるとすれば、例えば、先ほども話がありましたように、空き家対策、空き家の再利用、空き家バンクに5件だそうですが、その中から「むらのなか」という話がありました。それに不足する機能を整備していくことだけと考えれば、高額の予算ではないと考えます。

しかし、このような施設を村の南北地域に整備することは、なかなか簡単には発展しないと思います。また、利用に当たっても難しいと思います。

一つのきっかけをつかむ戦略として、当初の目的の一つでもありましたが、老若男女を問わず活用してもらうため、先ほども申しましたが、学童保育室の勉強部屋として活用してもらうことも大変よい話であります。そして、学童のお母さん方には、時には井戸端会議にも活用してもらいましょう。お母さん方の口コミ宣伝にも期待したいと思います。活用は簡単には伸びないかもしれません。

これらのことを考慮しながら、ぜひとも実現に向けて検討をお願いいたします。

今回、追っかけて村当局の試案を聞きたいと思っております。

さて、村長からの答弁の中で、公園の活用について話がありました。子育て共助のまちづくりモデル事業の中で、今ほどありましたように、京坪川河川公園を生かしたコミュニティ空間醸成事業も実施に向け動き出します。

公園の整備がされる中で、高齢者にも利用してもらうことになれば、現在かけられている東西の2つの橋を渡ることになります。この間、約500メートルの距離があります。歩くことは非常に大事ではあるものの、負担を強いてはいけないと思います。

高齢者の利用もさることながら、村民全体が不便を感じていると思います。そのため、利用しやすくするため、中間地点に橋をかけることを考えていただきたいと考えます。

今後整備されるオレンジ・パークと村道の境界の京坪川に遊歩道を兼ね備えた橋をかけ、村のシンボルとしてアピールできませんか。橋の形をユニークなH型とし、モダンな優美な橋、岩国の錦帯橋的存在です。観光の目玉としてはいかがですかというふうに私も考えます。

ところで、この発想は、第4次舟橋村総合計画のオレンジ・パークの運用でも、「住

民一体となった維持運用を進め、住民に愛される公園として整備し、交流の場として活用する」としています。また、オレンジ・パークリニューアル構想でも、「公園を育てる」の考えからすれば、公園も公園の環境も日々進化しております。

オレンジ・パークリニューアル構想の課題の中でも、活用しにくい、動線がよくない、出入口のアクセスが悪い、また公園アクセスに回遊性がないと指摘しております。

今回も中間地点に公園を利用するための橋をかける提案をしたところ、残念かな、村職員は、県は橋を絶対かけてはならんとの話でした。なぜ？ どこでもかけていると思いますが、そんな話があるはずがないと思い、土木事務所に出向き確認したところ、そんなことはない。場所等協議をして、ちょっと違うかもしれませんが、橋梁構造令という令があるそうです。合致すればかけることは可能でありますとの答えでした。当たり前であります。どこでも橋をかけております。

政府の言う地域創生は主としてソフト面の整備で、人口減に伴う地域の活性化策は何かの疑問として生まれたものであります。先ほど前原議員からも話がありましたように、知事も6月県議会の提案理由の中で、地方創生・人口減少対策を推進するための財源の確保を国に働きかける考えを示したそうです。

視点を変えて、京坪川河川公園整備事業として、目標を遠大に捉え、一帯をリゾートゾーンとして考え、ホテル等企業の誘致も視野に入れて開発、発展させることはできないだろうかと思えます。

私たち村民も役場職員もフレキシブルな考えを持ち、かたくなに固執する考えはやめたいものです。

また、費用対効果ばかりを考えると、公園整備もままならないというふうに思えます。公園を造成する、橋の整備を含めた事業に費用対効果の考え方はいかなものかというふうに思えます。

公園の効果はすぐには出ない。出るわけがありません。数値ではかれるものではないと思えます。

公園という空間を利用した人が、心にどれだけの満足、価値観を感じるか、育てるかであります。京坪川河川公園を生かし、コミュニティ空間醸成事業という舟に乗りましょう。

最後に、高齢者を問わず村民の融合の居場所となり、まとまりがない話でも、にぎやかな談笑をする場所となれば、これが介護予防になり、認知症を防ぐための一つの方法

であります。

これからの高齢化社会を踏まえ、発展的な現実的な整備について村長の考えをお聞きします。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 4番森議員さんの高齢者が利用しやすい施設整備についてのご質問にお答えをいたします。

今日は、第1次ベビーブームの団塊世代が後期高齢者となります2025年に高齢化率が30%を超えるという超高齢化社会を迎えようとしております。本村におきましても、近い将来には確実に高齢者数が増えていくことが予測されておりました。高齢者の皆さんが楽しみを持っていただくような場づくりは大切なことと考えております。

今ほど議員さんより、幹線村道海老江東芦原線からオレンジ・パークふなはしへの歩道橋の設置についてご提案をいただきました。

確かに利便性向上のためのハード整備は、高齢者や子育て世代に受け入れられやすい施策でありますけれども、利便性の向上だけで高齢者の皆さんに居場所や楽しみの場が提供できるものではないと考えております。

現在、本村では、健康構想や環境総合整備計画を基本に、地域に根差したエイジレス対策事業を実施することで、これから退職期を迎える方々を地域に参入できる受け皿の整備を進めているところであります。

やはり地域の住民同士がともに支え合い協力し合う体制が地域の基盤となり、その上に整備された施設があることで、高齢者の居場所が確保されるものと考えております。

また、オレンジ・パークふなはしにつきましては、平成22年度に住民の憩いの場として、村民に親しまれる身近な公園として利用が促進されることを目的といたしました10人の住民有志と職員によるワークショップを開催いたしまして、オレンジ・パーク舟橋リニューアル構想案を取りまとめたところであります。

その後、23年度には、構想案の検討会を実施いたしまして、今後の取り組みを示した基本計画を策定いたしております。

基本計画では、ソフト事業といたしまして、公園利用の機会創出を図りながら地域の公園として愛着と親しみを育ていけるよう、村と住民の協働に向けた村と住民の双方から利用機会を創出していくことが示されておりました。本村では、平成25年度に開

催いたしました村歌の発表会や、毎年の行事となりました保育所年長児による野点が開催されております。

また、住民による組織体でありますまちづくり協議会では、平成26年度から、昨年度からですけれども、桜まつりといったしまして、サクラ・ミーツ・ザ・ファイヤーが開催されるなど、徐々にオレンジ・パークの利用が促進されているところであります。

一方、基本計画のハード事業で要望が多く上げられましたワンドの整備、歩道の整備、大型遊具の検討、バーベキュー場の整備などにつきましては、今後検討することになっております。

中学校と公園を結ぶ歩道橋の設置につきましては、基本計画策定の段階で、設置しても利用者が限定される上、村単独事業で施行することとなり、工事費や設置後の維持管理費も高額になることから、設置しないとの結論に至っております。

また、当時、立山土木事務所に相談いたしましたところ、陸橋として許可することはできないけれども、村が管理する歩道橋として設置するのであれば、橋梁構造に合致することを条件に許可はできるという回答もいただいております。

いずれにいたしましても、オレンジ・パークふなはしの設置目的は、住民交流の促進により住民同士の信頼関係を醸成することでありますので、必要な設備整備につきましては、今年6月に立ち上げます舟橋村創生プロジェクト総合推進会議の中で十分検討してまいりたいと考えております。そういったことで、議員の皆さん方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 森 弘秋君。

4番（森 弘秋君） 今ほど答弁ありがとうございました。

北陸新幹線が開通しましたけども、50年かかるとるがですね、50年。私は橋の提案というものを五、六年前から、いろんな提案があるんですが、今聞いておりますと、橋の建設費に1億5,000万か2億かな、何かそれくらいの金がかかるだろうと。だとしても、例えば50年間もてば年間400万。ちょっときついことを言いますけども、駅前の駐車場に払っている金が四百何十万、そんなふうにして見比べることはできませんけども、せっかく住民の皆さん方が、オレンジ・パークを利用しようじゃないか、もっと利用したいんだということで、これから検討されるんですけども、してあるんですから、何とか現実に向けて出発してもらいたいというふうに思います。

2カ年計画か3カ年計画かわかりませんが、若干継続的にやれば、それなりの負

担はかかるかもしれませんが、何とかできるんじゃないだろうかということで、今度のまちづくり推進委員会ですか、それに相当期待しておりますので、よろしく願いします。

以上。

議長（明和善一郎君） 1 番 田村 馨君。

1 番（田村 馨君） 1 番田村でございます。

まず、ことしの4月の村議会議員選挙で無投票ではありましたが当選させていただき、今回、初質問の日を迎えました。今後とも舟橋村の発展、ひいては地域の発展のために頑張りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、私から3点の質問をさせていただきます。

まず1つ目は、子育て支援についてです。

昨今の新聞報道によりますと、与党・自民党の国会議員橋慶一郎さんが石井知事に対して、自治体が中高生の医療費無料化政策を競うように打ち出している現状に苦言を呈しまして、「無秩序な競争はとめない。知事から市町村に指導してほしい」と発言していたことが報道されました。これが事実であるとすれば重大なことです。

もともと国は、消費税率を5%から8%に上げたときに、増税分は全部社会保障に回すと言っていたはずですが、ところが、新年度の予算は3,900億円を逆に削減しました。現在、格差が広がる中で、社会保障はますます重要になってきております。地方自治法がうたう自治体の本旨、福祉の増進の役割がますます求められているのではないのでしょうか。

子育てにはお金がかかりますので、3人、4人と子どもを産めないというのが実態でございます。この報道内容に関しましては、市町村の努力に対しての挑戦と私は思いますが、この件に関して村長の見解をお聞きしたいと思います。

2つ目は、議会中継に関してです。

現在、富山県内で地方議会の様子をリアルタイムで中継していないのは、富山市と舟橋村の議会、この2カ所であると聞いております。

現在、舟橋村では議会だよりが発行されておりますが、現状ですと、住民の皆さんが議会でどんなことが話し合われているのかを知るのが2カ月後、また3カ月後になってしまいます。例えば3月議会を例にしますと、5月に発行される広報と一緒に配布される議会だより、6月議会の直前にアップされる議事録、また図書館に置かれる議事録冊

子のみです。これはこれで大事ではありますが、現在、「広報ふなはし」で概要が掲載されている以外では、なかなかリアルタイムで情報が伝わらないのではないかと思います。

そこで、住民の皆さんにもっと村政や議会のことに関心を持っていただくために、議会中継は有効な手だてだと思いますが、いかがでしょうか。当局の見解を聞きたいと思えます。

次に3番目は、安保法制に関してです。

安倍政権は集団的自衛権の具体化として安保法制の法案を今国会に提出しましたが、その前に米国議会で夏までに成立させると約束したり、あるいは計11本もの法案を一括して出すなど、そのやり方は大変問題であります。

また、法案の内容も問題であります。後方支援と言いますが、戦闘地域に行くことになるわけですから、敵の標的になるのは言うまでもなく、戦争に後方も前方もありません。

日本の自衛隊は、これまで一人も殺し殺されることはありませんでした。このことは自衛隊のOBの方も誇りにしておられます。自衛隊OBの方も、「日本に攻めてきた敵を撃退するというならわかりますが、何でわざわざ外国へ行って戦争に加わるのか」と言っておられました。

これまでも、アフガン、イラクへ自衛隊が派遣されて、任務を終えて帰国した隊員が54人も自ら命を絶っております。危険な場所へ行くことはありませんでしたが、それでもイラクのサマワでは何発も爆弾が着弾していました。この安保法案が通れば、いつでもどこでも戦闘地域へ行くことになります。

今、憲法改憲派の方、かつて自民党の幹部だった方、そして自衛隊のOBの方も、この安保法制イコール戦争法はひどいと言っておられます。さきの大戦でも、この舟橋村の方が55人も戦死しております。二度とこのような悲惨な戦争はしないというのが戦後の出発点ではなかったかと思えます。この件についての村長の見解を問います。

以上、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 1番田村議員さんの議会中継についてのご質問にお答えいたします。

本村では、これまで本会議の情報公開に関しましては、議事録のホームページでの公

表、また一昨年からは議会だよりを発行しているところであり、これらに関しましては、寄稿から校正を経て発行までには約2カ月の期間を要していることは議員ご指摘のとおりであります。

ご質問にもありましたとおり、県内では、富山市と舟橋村を除く13市町でケーブルテレビを利用した議会中継を実施いたしております。そのうち6市町で、録画中継を含みますが、インターネット中継を実施していると聞いております。

平成27年4月1日現在の本村のケーブルテレビ加入率を見ますと、56.13%と約半数の世帯でケーブルテレビを利用されております。加入率としてはまずまずの数字であると思っております。しかし、本村の富山市のベッドタウンとしての立地環境を考えますと、日中ほとんどの方が働きに出ておいでになるわけであり、平日に行われる議会中継を視聴されるのは困難であろうと思われ、録画という方法もありますが、果たしてどれだけの方々が議会中継をごらんになるかについては、いささか疑問が残るところではあると思っております。

一方、費用面を見ますと、一般質問の答弁資料といたしまして、富山ケーブルテレビさんに試算していただいたところ、議場の中継カメラの設置や音響システムの更新などで約1,100万円、ケーブルテレビ側に支払う初期費用として約195万円、年間の運営経費として約200万円必要とのことでありました。そのほかにも、番組制作費や中継機材の保守料など多額の経費がかかるようであり、インターネット中継に関しましても、相当の費用がかかるものと思っております。

以上の観点を考察しますと、費用対効果の面からも、議会中継の実施に当たっては慎重にならざるを得ないのが実情であります。

しかし、議会中継は、住民に対しリアルタイムに本会議の状況を伝える有効な方法でありますから、議会におきましても十分協議されるようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1番田村議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、子育て支援についてであります。

今、日本は少子高齢化という大きな課題に直面しております。国では、地方創生という子どもの出生者数増加を最終目的とする政策を掲げ、国、県、市町村全てを挙げて取り組む方針を打ち出しております。

これを踏まえまして地方自治体では、子育て支援サービスの充実を図ることで子育て世代の人口流入を促進しております。

横浜市では子育て支援対策の強化を図るということで、平成25年4月には待機児童がゼロとなったのであります。この報道を受け、関東を中心に子育て世代の多くが横浜市へ転入したという事例もあります。

また、島根県邑南町や徳島県神山町等でも、やはり子育て支援サービスの充実によりまして、子育て世代の人口流入に成功した事例もあります。

しかし、地方創生とは子育て世代の奪い合いではありません。子どもを産みたい、たまたもう1人産みたくなる環境づくりであると私は考えております。

日本で出生率が一番高い鹿児島県伊仙町や、転入者の出生率が高い長野県下條村の事例を検証いたしますと、子育て支援サービスの充実に加え、地域の住民が地域の中で生き生きとして活動しているという特徴がありました。言い換えれば、子育て支援サービスの充実は子育て世代の人口流入にはつながりますけれども、子どもを産み育てたい環境とは、子育て支援サービスの充実に加え、地域住民同士の信頼関係が醸成された地域を示唆するものと理解しております。

また私は、地域間による競争も重要なことですし、社会保障の充実も重要であると考えておりますが、最も重要なことは、子育て世代の人口流入だけを目的にすることではなく、子どもを産み育てやすい環境を創出することであるとと考えております。

議員ご指摘の県在住国会議員と県との意見交換の中で、自民党議員による発言は、各自治体が現在取り組んでいる社会保障にかかわる施策を否定するものではなく、地方創生の本質を見失わないようにとのご意見をいただいたものと私は認識しておりますので、舟橋のうたっている社会保障施策については今後とも続けてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、この件についての答弁とさせていただきます。

次に、安保法制についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、国会では、安全保障関連法案といたしまして、現行法の改正10本と新法案1本が審議されております。

改正といたしましては、集団的自衛権の行使を可能にする「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法の一部を改正する法律」で、自衛隊法、国際平和協力法、周辺事態安全確保法など10本の改正が含まれております。

新法案といたしましては、日本の安全に直接影響がない場合でも、アフガン戦争時にインド洋で多国籍軍に給油をしたような後方支援を可能にする「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に協力支援活動に関する法律」であります。後方支援には、例外なく国会の事前承認が必要であるという歯どめを盛り込むとされており、

これらの法案につきましては、賛否両論のさまざまな意見のあることは承知しておりますけれども、いずれにいたしましても、国家の安全保障のあり方を左右する重要法案でありますので、立法府の国会で十分法案審議がされるべきであると私は考えておりますし、また、一市町村長が軽率に議会で見解を述べるべきものではないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、私からの答弁にかえさせていただきたいと思います。

議長（明和善一郎君） 以上をもって一般質問を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

11時から再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号から議案第21号まで

議長（明和善一郎君） 日程第2 議案第20号から議案第21号までを議題とします。

まず、議案第20号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）です。

（質 疑）

議長（明和善一郎君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（ 討 論 ）

議長（明和善一郎君） これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1 番 田村 馨君。

1 番（田村 馨君） では、反対討論をさせていただきます。

まず、私は日本共産党舟橋村議会議員として、議案第 2 0 号 平成 2 7 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）について反対の討論を行います。

総務費国庫補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として計上されている 1, 2 4 2 万 6, 0 0 0 円の追加補正は認められません。

この事業は、赤ちゃんからお年寄りまでの全ての日本国民に、中長期滞在の外国人を含めた日本居住者一人一人に識別番号（マイナンバー）をつける仕組みです。これまで年金、医療、介護など制度ごとに違う番号で管理、運営されていた国民のさまざまな情報が、マイナンバーを通じて 1 つに結びつけられます。対象となる情報は、社会保障、税金、雇用、奨学金貸与の状況まで広範囲にわたります。国や地方自治体が、住民の多様な納付、給付状況を把握することを可能にします。

税と社会保障の一体改革の関連法でもあるマイナンバー法は、給付の適正化と運営の効率化による社会保障費削減・抑制を最大の導入目的としていることも問題です。しかも、マイナンバー制度は、一体改革を要求する経団連が、社会保障支出の徹底的な合理化・効率化のために導入を強く求めてきたことから、社会保障給付抑制の道具に使う狙いは明らかです。

内閣府の世論調査でも、7 割以上の方が、個人情報の漏えいによるプライバシー侵害や個人情報の不正利用による被害に不安を感じています。

6 月 1 日、日本年金機構で年金の個人情報を管理しているシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など約 1 2 5 万件に上る個人情報が流出しています。また同機構では、情報流出がさらに拡大する懸念があるとも報告しております。また、記憶に新しいベネッセコーポレーションで明らかになった個人情報の大量漏えい事件では、最大約 2, 0 7 0 万件もの情報が漏えいした可能性があると同

社は説明していますが、いまだにその原因も明らかになっておりません。このような情報漏えい防止対策も極めて不十分です。番号制度が必要という立場の研究者からも、多くの情報を1つに集約させるのは、プライバシー保護の観点から見て絶対にやってはいけないことと危惧する声が強くなっております。しかも、国の制度導入に6,100億円もの経費がかかると試算された内容も、詳細は不透明です。歯どめのない税金投入になるおそれも強く、まさに住民の皆さんにとって有害無益の事業であり、国言いなりの事業費支出はきっぱりやめるべきであると思います。

それでは、私からの反対討論を終わらせていただきます。

議長（明和善一郎君） 7番 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） 私は、議案第20号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）について、賛成する立場から討論を行います。

歳出の一般管理費に計上されている社会保障・税番号制度システム改修委託料1,388万8,000円、及びこの財源として歳入の総務費国庫補助金に計上されている社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,242万6,000円についてです。

マイナンバー制度関連法は、民主党の野田政権時に、民主党、自民党、公明党の3党合意により、国会審議を経て、平成25年5月24日の参議院本会議で可決成立し、来年、平成28年1月から利用スタートが決まりました。

舟橋村としてマイナンバー制度へ取り組む件については、昨年の平成26年6月定例会にて議会で議決されたものであり、当局は、ことし10月以降に順次進められる個人番号の通知とシステムの運用に向け、既に準備を重ねてきています。

これまでいろいろな意見があることは承知しております。しかし、今の段階でこの場で反対をされること自体、私は理解に苦しみます。

舟橋村が取り組むシステムは、経費削減を主目的として、ほかの自治体複数と共同運用するクラウド方式であります。私は昨年6月の定例会において個人情報の漏えいを危惧し、当局の取り組み責任を一般質問で問いただした経緯があります。それは、運用上のデータ漏えいリスクが絶対的に排除され、個人情報を守られることを前提としたものであります。当局側は、その責任を自覚した上でシステムの運用が図られていくものと理解しています。

当議会においては、村の取り組みへ賛成議決したという責任があり、住民へのサービスが円滑に図られるよう協力していくことが求められると考えています。

ですから、今回のシステム関連の補正予算は、システム運用上必要不可欠と考えます。
議会の責任を担う同僚諸君には、以上の理由から私に賛同いただくことを願い、私の
討論といたします。

議長（明和善一郎君） 以上で、通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） これで討論を終わります。

（採 決）

議長（明和善一郎君） これより、議案第20号 平成27年度舟橋村一般会計補正予
算（第1号）を採決します。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（明和善一郎君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）です。

（質 疑）

議長（明和善一郎君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから質疑を行いま
す。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（明和善一郎君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

(採 決)

議長(明和善一郎君) これより、議案第21号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(明和善一郎君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

選 挙 第 1 号

議長(明和善一郎君) 日程第3 選挙第1号 富山県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(明和善一郎君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(明和善一郎君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

富山県後期高齢者医療広域連合議会議員に舟橋村副村長・古越邦男君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました舟橋村副村長・古越邦男君を富山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(明和善一郎君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました舟橋村副村長・古越邦男君が富山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

選 挙 第 2 号

議長（明和善一郎君） 日程第4 選挙第2号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

舟橋村選挙管理委員会委員に

舟橋村国重58番地	舟 川 豊次郎 君	82歳
同 仏生寺36番地	中 田 俊 夫 君	76歳
同 古海老江100番地	杉 本 政 雄 君	76歳
同 舟橋1109番地	明 官 幸 子 君	69歳

同補充員として

舟橋村東芦原196番地	吉 田 昭 一 君	77歳
同 海老江121番地	明 和 俊 一 君	73歳
同 稻荷59番地15	長谷川 直 人 君	46歳
同 竹内469番地2	喜 田 義 孝 君	65歳

を当選人と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、舟橋村選挙管理委員会委員に、舟川豊次郎君、中田俊夫君、杉本政雄君、明官幸子君、同補充員に、吉田昭一君、明和俊一君、長谷川直人君、喜田義孝君が当選されました。

日 程 の 追 加

議長（明和善一郎君） ここで、議会運営委員長から本日の議事について報告を願いたいと思います。

議会運営委員長。

議会運営委員長（竹島貴行君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会から報告を申し上げます。

去る6月8日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて協議をいたしました。

案件につきましては、既に皆様のお手元に配付されてありますとおり、追加の請願であります。

議会運営委員会で協議いたしました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしましたので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

請 願 第 1 号

議長（明和善一郎君） それでは、請願第1号 平和憲法をこわす「安保法制」に反対する意見書採択を求める請願を議題といたします。

（趣旨説明）

議長（明和善一郎君） まず、紹介議員から説明を求めます。

田村 馨君。

1番（田村 馨君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、請願の趣旨の朗読をもって説明にかえたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

では、請願の趣旨を説明いたします。

舟橋村議会議長 明和善一郎様。

紹介議員 田村 馨。

請願者 「戦争する国」づくり反対共同行動実行委員会、土井由三、射水市橋下条246)、青島明生、富山市駒見100。

[請願の趣旨]

安倍政権は、昨年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定に沿った「安保法制」の法案を5月15日、今国会に上程した。これに先立ち、4月の日米2プラス2で「日米ガイドライン」の再改定を行い、日米首脳会談で対米公約するなど、国民と国会を全く軽視している。

法案は、アメリカなど同盟国の戦争を「後方支援」するため、地理的制限を取り払い、「戦闘現場」でなければ、従来の定義で行かないとしていた「戦闘地域」にも、いつでも、どこでも自衛隊を派兵する(「国際平和支援法」、「周辺事態法改定」)。戦地での「後方支援」は国際的には武力行使と不可分な兵站活動、戦争行為とされており、相手からの軍事攻撃の目標となる。国連統括以外の活動を追加した上で、武器使用基準を拡大し治安維持など任務遂行のための武器使用を認める(「国連PKO法改定」ほか)。武器の使用は自衛隊員が殺し、殺される現実的な危険性を生じさせるものである。日本が攻撃されてもいないのに、「新3要件」を満たせば「集団的自衛権」を行使し、アメリカなど「同盟国」が起こした戦争に参戦する。その際、地方公共団体・指定公共機関の協力義務を規定し、自治体・民間人の戦場動員、「国民の協力」も想定している(「武力攻撃事態法改定」ほか)。「新3要件」により限定されているというが、その判断は、あくまで政府の裁量にまかせられており、何ら「歯止め」とならない。国会答弁でも、アメリカの先制攻撃による戦争での発動、武力行使を否定していない。

以上のように、法案は「戦争放棄、交戦権の否認」を定めた平和憲法に明確に違反し、これまで政府がとってきた「専守防衛」政策を打ち捨て「戦争する国」をつくるものであり、まさに「戦争立法」となっている。

国民主権のもとで、憲法を尊重し擁護する義務を持つ権力者が、「憲法解釈の変更」によって、これまで積み重ねられた平和政策を公然と破ることは、立憲主義、「法の支配」を踏みにじるものであり到底許されない。

安倍首相の姿勢は、「厳しさを増す安全保障環境」を口実に、軍事一辺倒の対応に固執しており、これでは、地域の緊張を高め戦争の危険を増すだけである。「国民の命と暮らしを守る」ために何よりも必要なことは、近隣諸国との友好と対話、外交による平

和の体制づくりである。

国民多数の反対の声を無視して平和憲法をこわす戦争立法を強行することは、まさに暴挙である。

[請願事項]

1 平和憲法をこわす「安保法制」に反対する意見書を採択すること。

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

議長(明和善一郎君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(明和善一郎君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

議長(明和善一郎君) お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(明和善一郎君) ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(明和善一郎君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(明和善一郎君) これより本請願を採決します。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（明和善一郎君） 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（明和善一郎君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

議長（明和善一郎君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会に提案いたしました2議案を可決いただきまして、まことにありがとうございました。

一般質問では、何か政党本位のご質問があったように思います。私は、公約にも掲げておりますように、「住民が主役」をモットーにした予算づくり、あるいはまた諸施策を議会に提案いたしまして、その具現化のために誠心誠意努めているところであります。

今後とも、議員の皆さんと議論を深めまして職務に当たってまいりたいと、かように思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

間もなく北陸地方も梅雨入りとなると思ひます。議員の皆様には、健康に十分留意されまして議員活動されますようご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（明和善一郎君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年6月舟橋村議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時25分 閉会